

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|---------------------|------------|
| 件名 | 荒川ふるさと文化館収蔵庫くん蒸作業委託 | No.5200524 |
| 工（納）期 | 平成29年 3月 3日 | |
| 契約締結日 | 平成28年10月20日 | |
| 契約金額 | 2,487,240円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|---|--|
| 契約相手方 | 関東港業株式会社 文化財保存対策事業部 (法人番号：7020001025871) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|-------------|--|
| 件名 | 荒川ふるさと文化館収蔵庫くん蒸作業委託 |
| 指名業者 (案) | <p>名称 関東港業株式会社 文化財保存対策事業部</p> <p>所在地 東京都港区芝浦四丁目17番11号</p> <p>代表者 文化財保存対策事業部長 高木 慎吾</p> |
| 特命理由 | <p>本件は、荒川ふるさと文化館が所蔵する文化財について、害虫、微生物、カビ等による劣化を防止するため、当該文化財の収蔵庫をくん蒸するものである。</p> <p>主管課からは、部の機種及び業者選定委員会の了承を得たうえで、本件くん蒸において使用するくん蒸剤を酸化プロピレン（商品名「アルプ」）に指定すると共に、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件指定くん蒸剤である酸化プロピレン（商品名「アルプ」）は、（公財）文化財虫害菌研究所が認定する殺虫殺菌くん蒸剤全3種類より、主管課において比較検討した上で選定したものであり、他の薬剤に比べ銀製品・古写真の変色等の影響がなく、また低温での使用においても殺虫効果及び殺菌効果が得られる。</p> <p>② 本件指定くん蒸剤は、引火しやすい性質を持つことから、製造元であるエア・ウォーター(株)は、適正な使用と厳重な管理を目的として、取扱業者全7社を認定しており、このうち、関東地域に所在する業者は上記業者のみである。</p> <p>③ 上記業者は平成17年度より本件を受託し、本件指定くん蒸剤によるくん蒸作業を行っているが、収蔵文化財への影響は確認されておらず、その履行状況は良好である。</p> <p>以上のことから、本件で使用するくん蒸剤を指定し、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |